

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-297622

(P2006-297622A)

(43) 公開日 平成18年11月2日(2006.11.2)

(51) Int.CI.	F 1	テーマコード (参考)
B27B 9/00 (2006.01)	B27B 9/00	E 3C040
B23D 45/16 (2006.01)	B23D 45/16	
B23D 47/00 (2006.01)	B23D 47/00	C

審査請求 未請求 請求項の数 1 O.L. (全 4 頁)

(21) 出願番号	特願2005-118495 (P2005-118495)	(71) 出願人	000005094 日立工機株式会社 東京都港区港南二丁目15番1号
(22) 出願日	平成17年4月15日 (2005.4.15)	(72) 発明者	丹羽 順司 茨城県ひたちなか市武田1060番地 日立工機株式会社内
		(72) 発明者	高野 晋二 茨城県ひたちなか市武田1060番地 日立工機株式会社内
			F ターム (参考) 3C040 GG19 GG42 GG44

(54) 【発明の名称】携帯用電動切断工具

(57) 【要約】 (修正有)

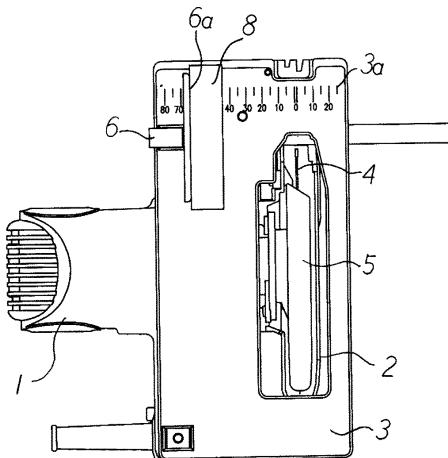
【課題】

本発明の目的は、作業性の良い携帯用切断工具を提供することである。

【解決手段】

携帯用切断工具のベース3底面上に、鋸刃4からの距離の目盛り3aを表記することにより、作業性の良い携帯用電動切断機を提供できる。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

電動機を内蔵した本体と、該本体に回転可能に保持され、前記電動機を動力として回転駆動する鋸刃と、前記本体に設けられた前記鋸刃の一部を覆う形状をしたソーカバーと、回転駆動時に該のこ刃への接触を防止する保護カバーと、切断作業時に被切断材上面を案内面とするベースを有する携帯用電動切断工具において、該ベース底面に切断巾の目盛りを表記したことを特徴とする携帯用電動切断工具。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、携帯用切断工具に関するものである。以下、携帯用切断工具の例を携帯用電気丸鋸にて説明する。

【背景技術】**【0002】**

従来の携帯用電気丸鋸は、図2、図3に示すように電動機(図示せず)を内蔵したハンドル部を有するハウジング1、該ハウジング1に連結されたソーカバー2、該ソーカバー2に連結され材料9に上部案内となるベース3、該電動機に機械的連結された鋸刃4、回転駆動時に該鋸刃4への接触を防止する保護カバー5を有している構造となっている。前記構成の携帯用電気丸鋸では、精度良い切断を行う場合、材料の端面を案内にするガイド6を任意の切断巾調整して、ベース3に固定し作業するのが一般的であった。(例えば、特許文献1参照)

切断巾を決定後、作業者は、前期鋸刃4とガイドの端面6aの距離を実測し、ガイド6を調整しベース3上のボルト7で固定し、材料端面を案内面にして切断作業を行う。また、図3に示すように、ガイド6をベース3に固定する部分(以下ガイドバー6bと呼ぶ)に切断巾の目盛り6cが刻印されているガイド6も、従来有り、該目盛り6cをベース3上の任意の位置に合わせることにより、切断巾を合わせることが可能であった。

【0003】**【特許文献1】実開平4-128801号公報****【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

前記切断巾の調整作業においては、ガイド端面6aと鋸刃4の位置を実測するのは、定規及びノギス等の測定具を要し、簡便的ではなかった。また、ガイドバー6b上に目盛り6cが備え付けられたガイド6においては、携帯用丸鋸本体と、該本体に付属しているものでなければ使用できない。故に、ガイドバー6bの目盛り6cが付属している丸鋸本体のみで、使用できるので、ガイド6単体にて他の丸鋸にベース3寸法等が同寸法で設定されてなければ、目盛り6cは使用できない。

【0005】

ガイド6は、鋸刃側より差し込む時、一般的に保護カバー5端面とガイド端面が接触しない位置でガイド6の図2のA寸法を設定している(B>A)。そのため、ハウジング側からガイド6を差し込んだ場合は、ガイド端面6aとのこ刃4の距離が大となり、その距離以下で使用したい場合は作業者が、ガイド端面6aに木片等を用いその距離を補うて木8を取り付ける場合があった。前記作業では、前記目盛り付ガイド6では、目盛り値があて木8巾分ずれて設定しなくてはならないため、設定上煩わしさがあった。

【0006】

本発明の目的は、上記欠点を解消し作業性の良い携帯用切断工具を提供することである。

【課題を解決するための手段】**【0007】**

上記目的は、ベース底面上に、鋸刃からの距離の目盛りを表記することにより達成でき

10

20

30

40

50

る。

【発明の効果】

【0008】

本発明によればベース底面に鋸刃からの距離の目盛りを表記することにより、作業性の良い携帯用電動切断機を提供できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0009】

本発明携帯用電気丸鋸の一実施形態を図1を用いて説明する。

【0010】

図1は本発明携帯用電気丸鋸の一実施形態を示す底面図である。

10

【0011】

ベース3底面上に、鋸刃4位置から鋸刃方向、ハウジング方向に目盛り3aをベース3に刻印をしてあるので、ガイド端面6a及びあて木8による端面においても、容易に切断巾の設定を行うことが可能である。作業者は、目的の切断巾設定の際、ガイド6をベース3に差し込み、ガイド6及びあて木8の案内端面を、ベース3に刻印された目盛り線に合わせガイド6を固定する。

【0012】

また本構造では、鋸刃4からの距離を直接ベース3に刻印してあるため、どのメーカーのガイド6を使用しても、切断巾の容易な設定が行うことが可能である。

【0013】

上記内容により、前記課題が解決でき、作業性を向上できる。

20

【0014】

これにより作業性の良い携帯用切断工具を提供できる。

【図面の簡単な説明】

【0015】

【図1】本発明の携帯用切断工具の下面図。

【図2】従来の携帯用切断工具のガイド取付側面図。

【図3】従来の携帯用切断工具のガイド取付上面図。

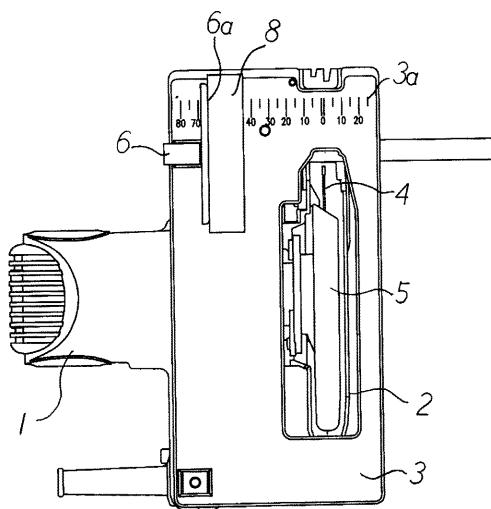
【符号の説明】

【0016】

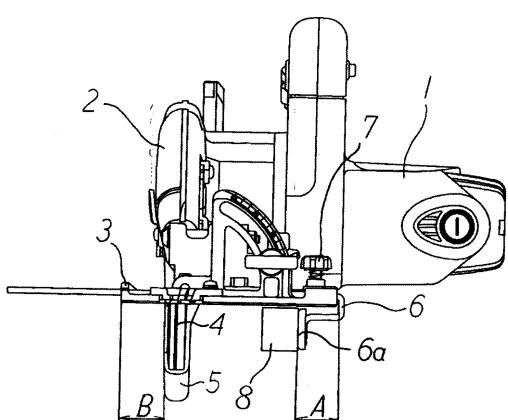
30

1はハウジング、2はソーカバー、3はベース、3aは目盛り、4は鋸刃、5は保護カバー、6はガイド、6aはガイド端面、6bはガイドバー、6cはガイド目盛り、7はボルト、8はあて木である。

【図1】



【図2】



【図3】

